

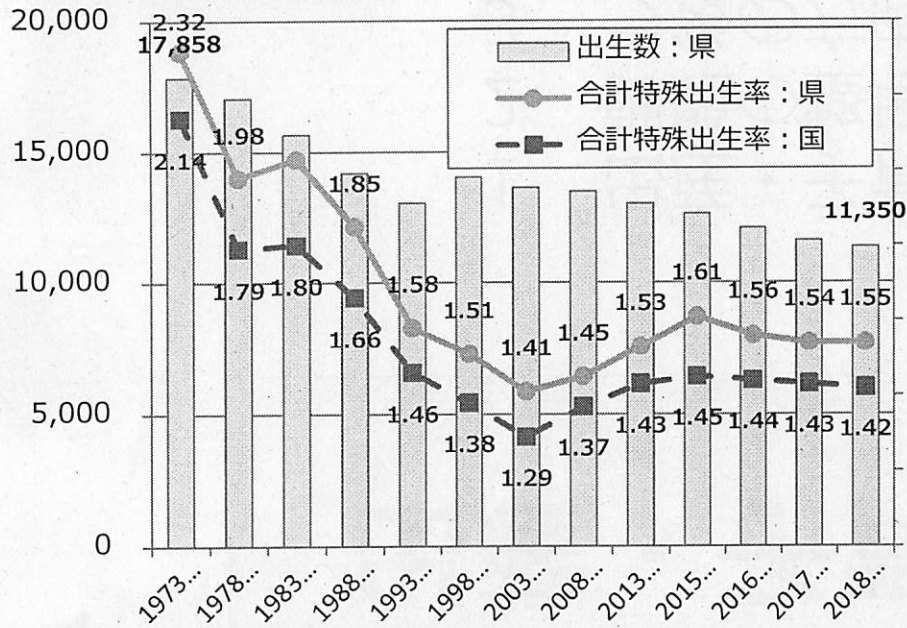
基本政策 1

出産・子育てにかかる支援

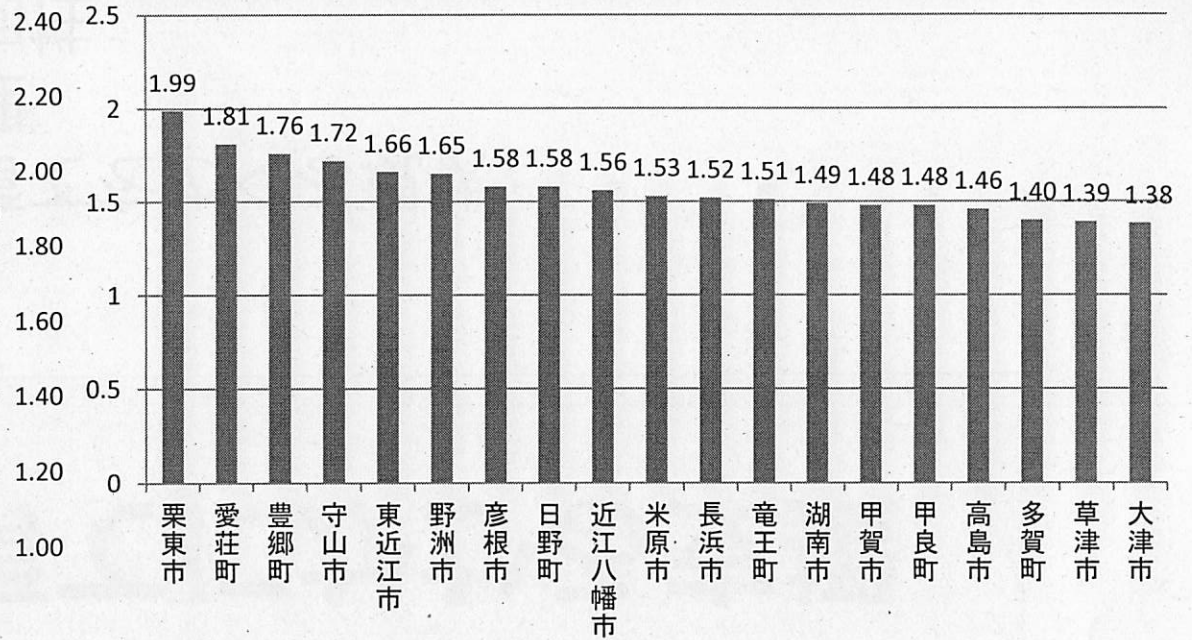
- 1 出産・子育てをめぐる現状
- 2 課題の整理
- 3 今後の方向性

1. 出産・子育てをめぐる現状(合計特殊出生率)

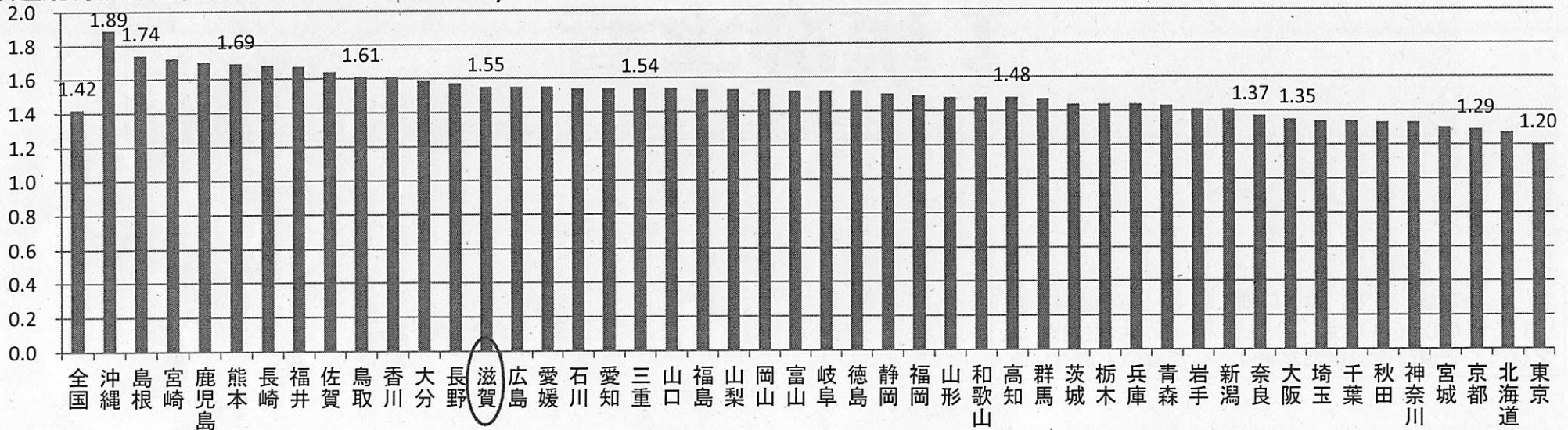
合計特殊出生率推移



市町別合計特殊出生率 (2008年~2012年平均)



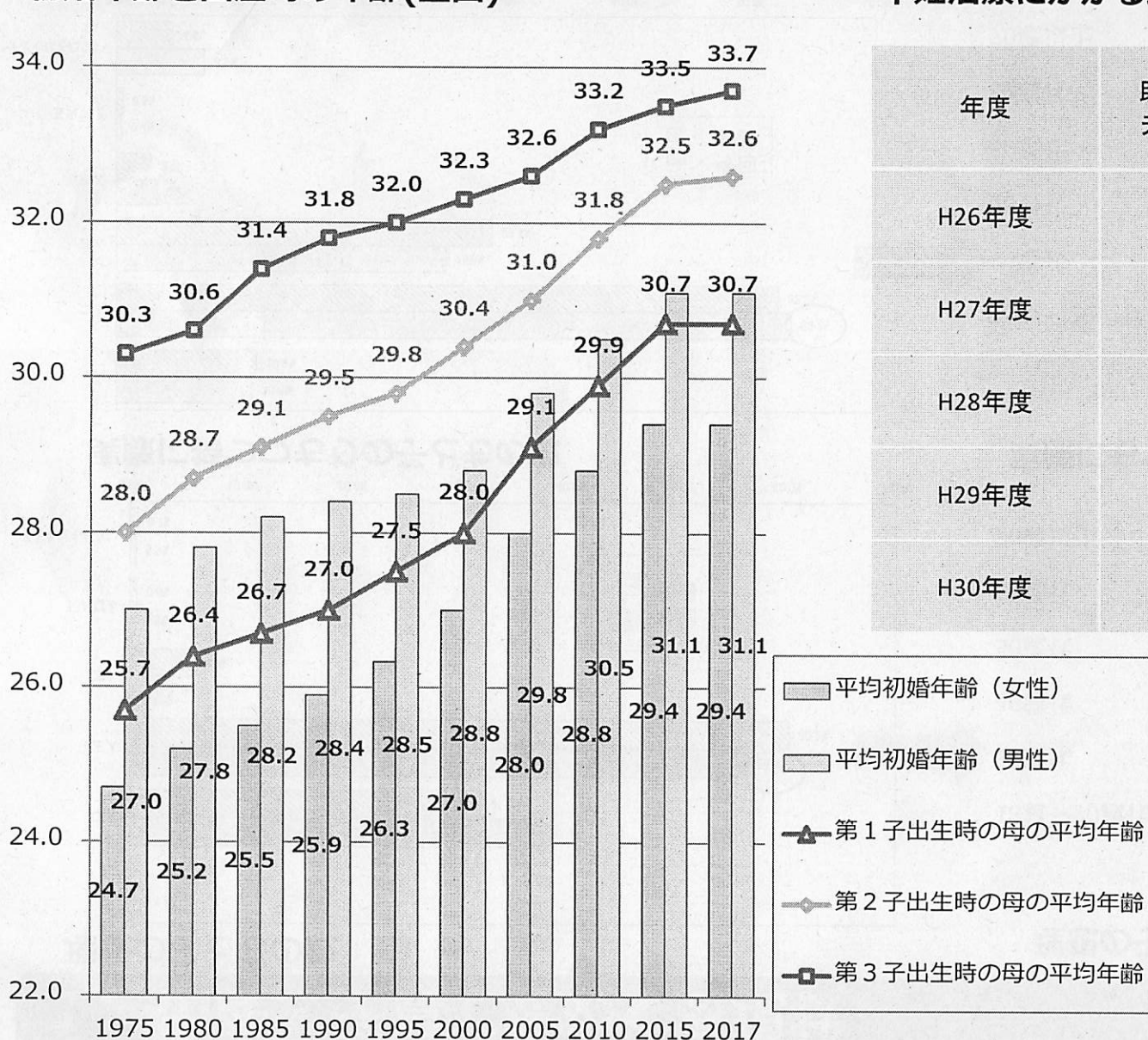
都道府県別合計特殊出生率 (2018年)



(資料)厚生労働省「人口動態統計」

1. 出産・子育てをめぐる現状(出産年齢・不妊治療)

初婚年齢と出産時の年齢(全国)



不妊治療にかかる助成件数(滋賀県)

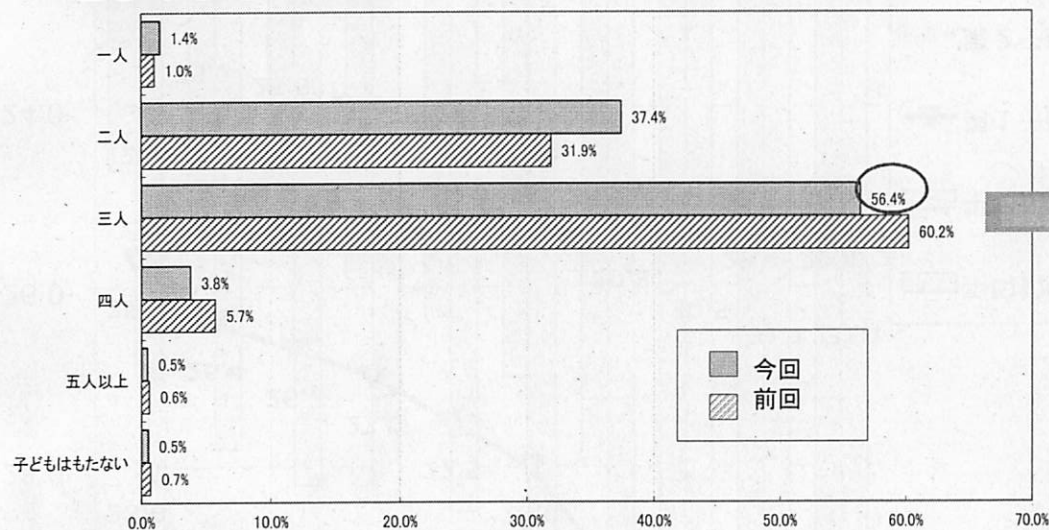
年度	助成を受けた夫婦の数(組)	助成をした件数(件)	支出総額(円)
H26年度	957	1,606	201,371,977
H27年度	894	1,501	203,158,923
H28年度	886	1,402	245,973,704
H29年度	853	1,386	236,018,531
H30年度	900	1,467	250,688,274

・初婚年齢の上昇とともに晩産化も進行。
 ・日本では、5.5人に1組の夫婦が実際に不妊の検査や治療を受けている。
(国立社会保障・人口問題研究所 「2015年社会保障・人口問題基本調査」による)

(資料)厚生労働省「人口動態統計」、内閣府「平成30年版 少子化社会対策白書」

1. 出産・子育てをめぐる現状

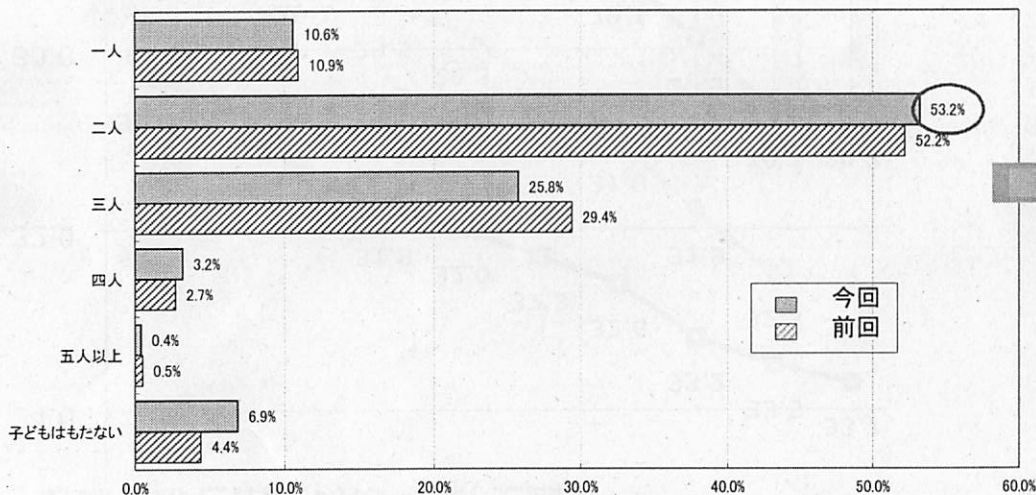
理想の子どもの数



理想の子どもの数 年代別クロス集計

	一人	二人	三人	四人	五人以上
18歳～20歳代	4.6%	61.9%	28.0%	2.8%	1.8%
30歳代	2.7%	38.1%	54.5%	3.8%	0.3%
40歳代	1.8%	45.4%	49.5%	2.5%	
50歳代	1.6%	38.8%	55.7%	3.3%	0.6%
60歳代	0.6%	27.3%	66.1%	5.5%	
70歳以上		32.6%	62.6%	3.6%	0.9%

実際に持つつもりの子どもの数



実際に持つつもりの子どもの数 年代別クロス集計

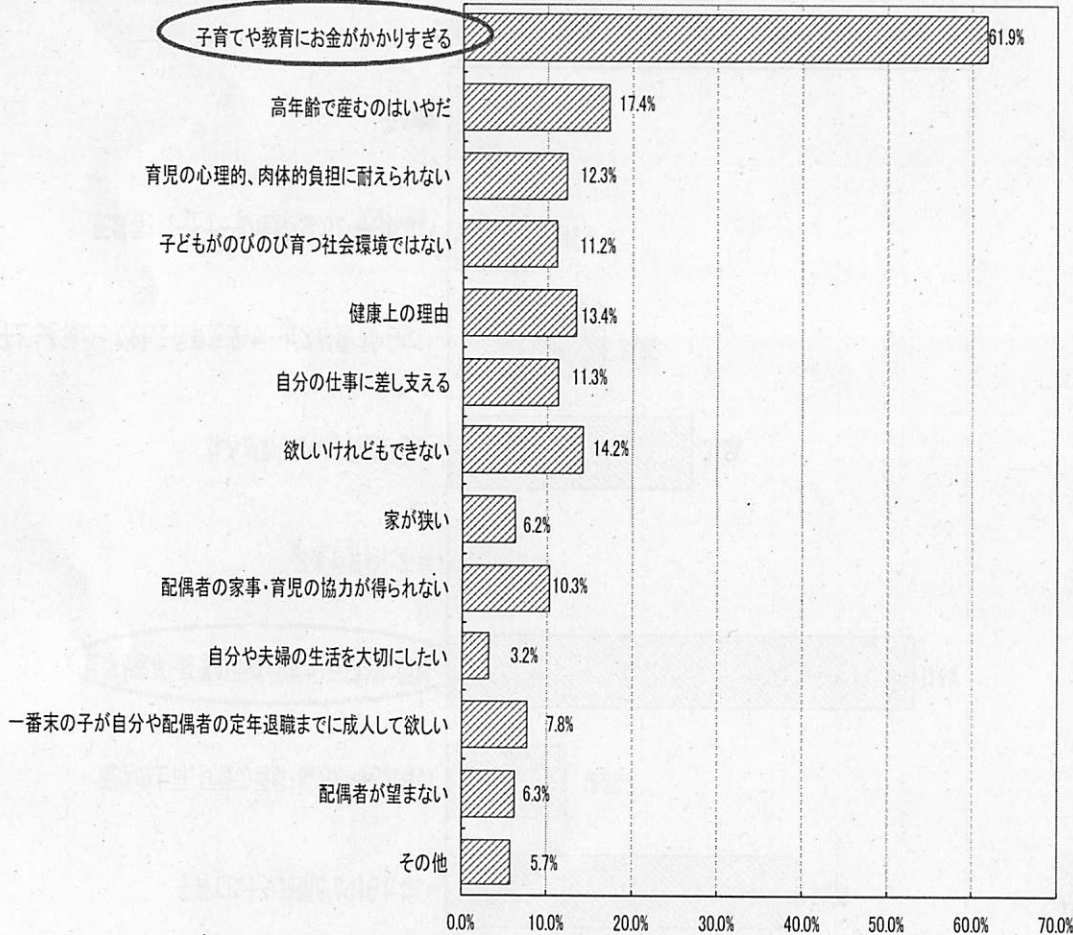
	一人	二人	三人	四人	五人以上
18歳～20歳代	8.7%	65.6%	15.1%	1.8%	0.9%
30歳代	13.2%	58.7%	20.4%	2.2%	
40歳代	16.6%	53.4%	16.1%	1.5%	
50歳代	13.5%	48.8%	22.7%	4.1%	0.8%
60歳代	6.9%	49.3%	34.3%	4.4%	
70歳以上	5.4%	53.9%	34.1%	3.8%	0.9%

(資料)子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

理想とする子どもの数は「三人」が56.4%と最も高いが、実際に持つつもりの子どもの数は「二人」が53.2%と最も高い。18歳～20歳代は61.9%が理想の子どもの数を「二人」と回答。

1. 出産・子育てをめぐる現状

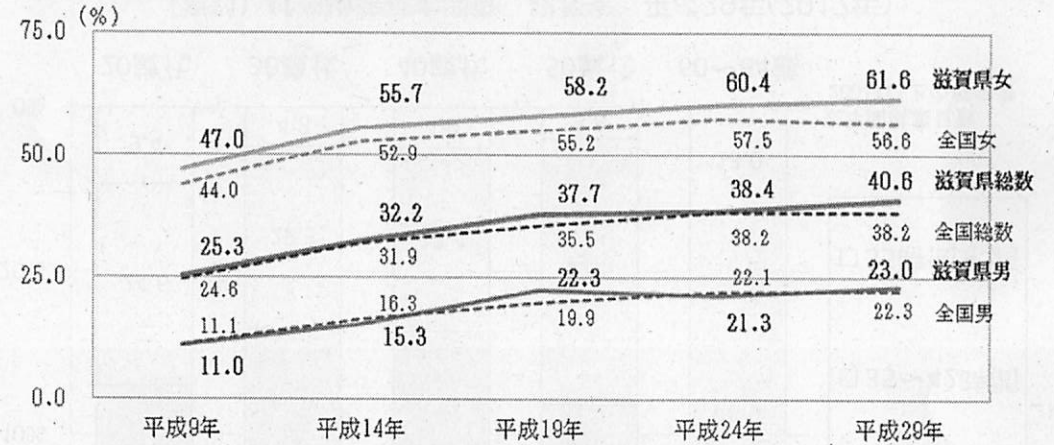
実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由



(資料)子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

理想の子どもの数より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が61.9%と最も多くを占める。

男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規職員・従業員の割合



(資料)就業構造基本調査 総務省

幼稚園から高校までの教育費

(単位:千円)

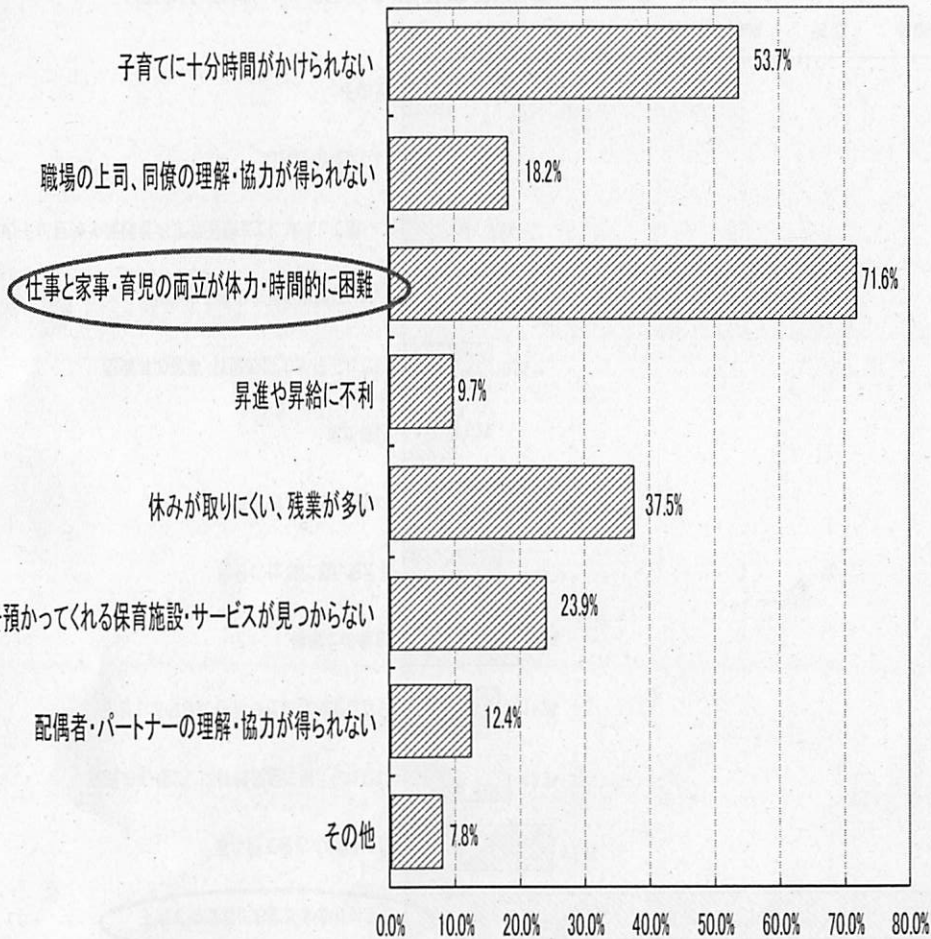
	全て公立	幼小中公立 高校私立	幼小公立 中高私立	全て私立
幼稚園	702	702	702	1,446
小学校	1,932	1,932	1,932	9,168
中学校	1,437	1,437	3,981	3,981
高等学校	1,353	3,120	3,120	3,120
合計	5,424	7,191	9,735	17,715

(資料)子供の学習費調査 文部科学省 平成28年度

滋賀県では非正規職員・従業員の割合が全国平均に比べて高い。

1. 出産・子育てをめぐる現状(仕事と子育ての両立①)

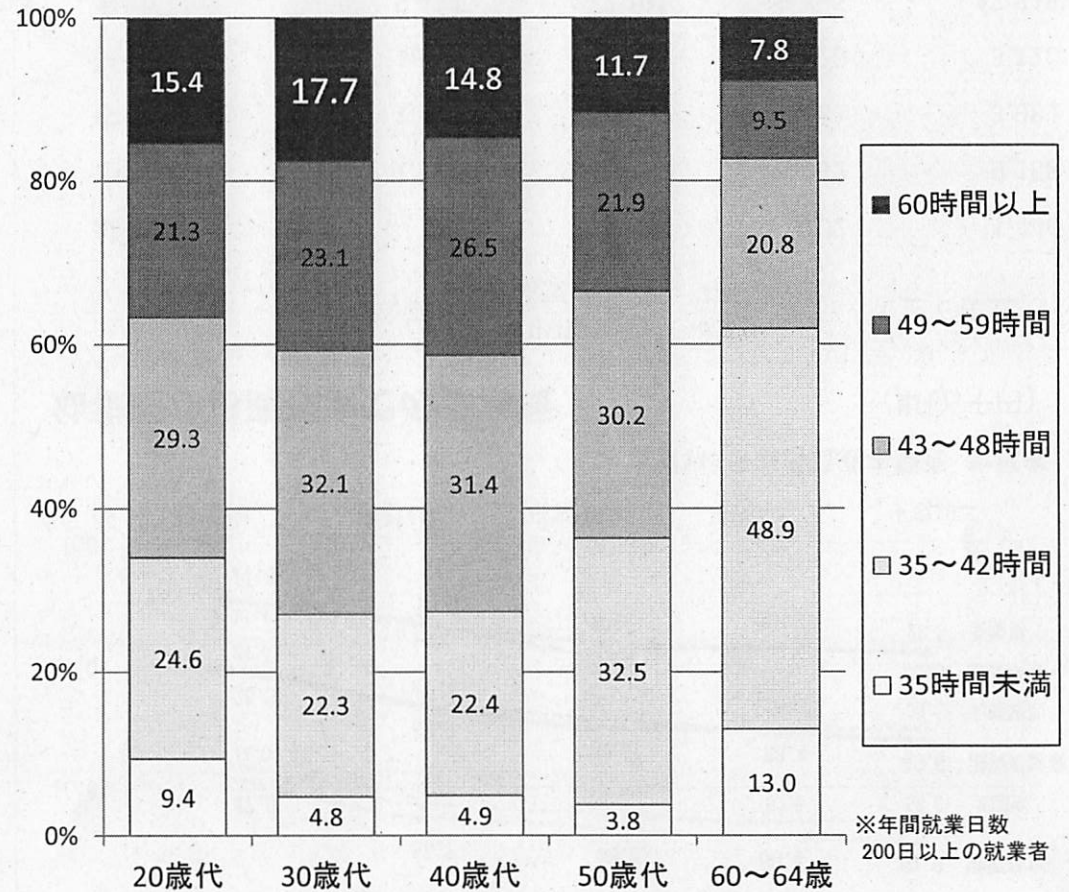
子育てしながら働く上での問題点



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

子育てしながら働く上での問題点について、71.6%が「仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難」と回答。

男性の年齢階級別 1 週間の就業時間 (滋賀県)



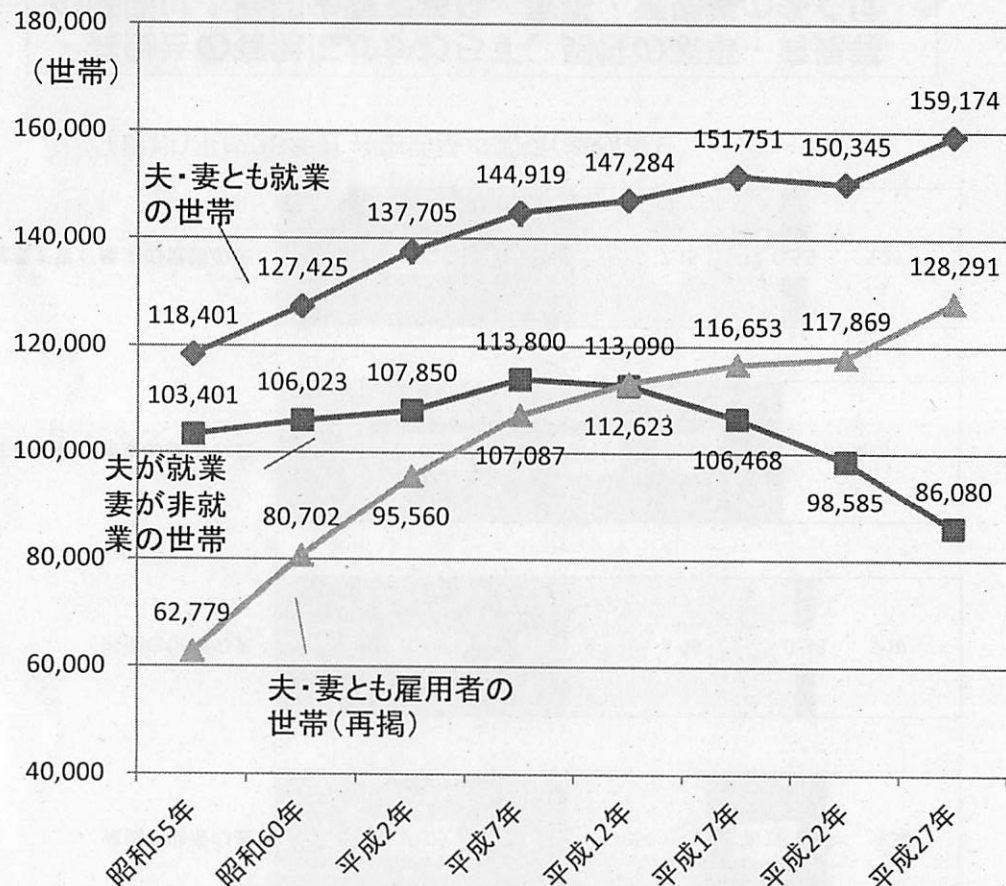
※年間就業日数 200日以上 of 就業者

(資料) 就業構造基本調査 総務省 平成29年(2017年)

男性の就業時間は、子育て期にあたる30歳代で、週60時間以上が17.7%と、他の年代に比べて高くなっている。

1. 出産・子育てをめぐる現状(仕事と子育ての両立②)

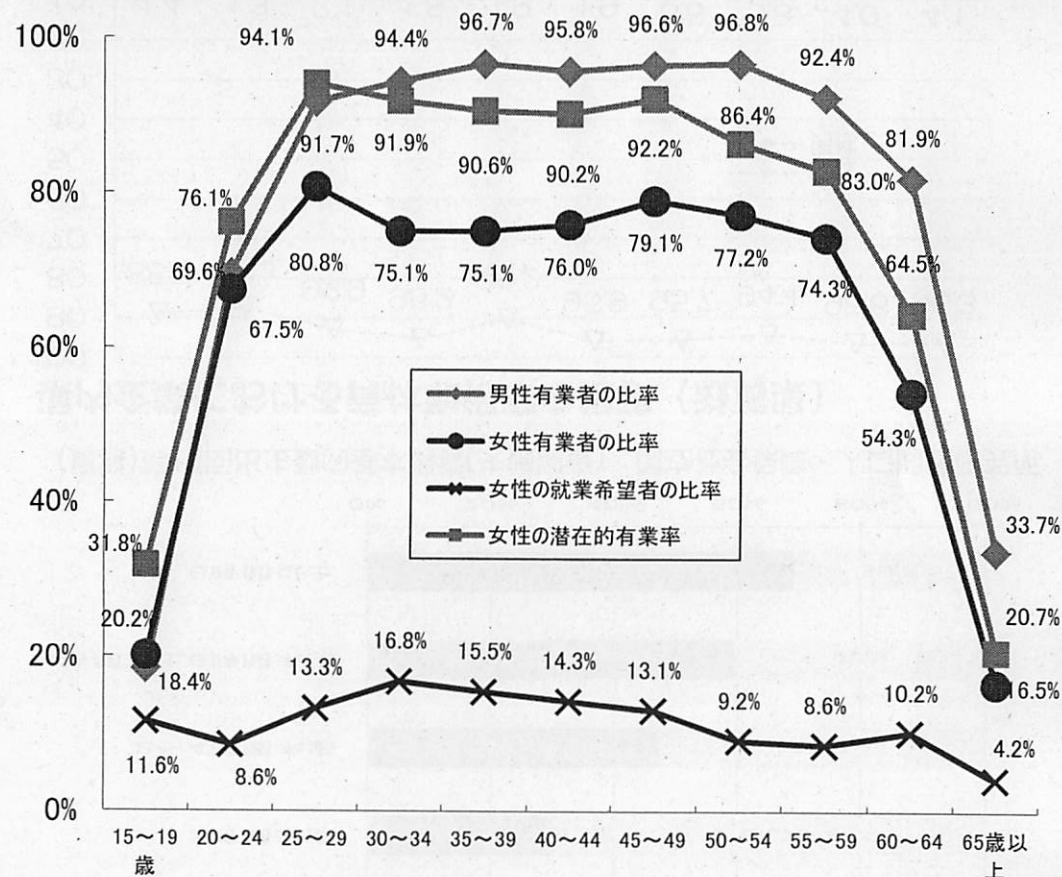
共働き等世帯数の推移 (滋賀県)



(資料) 国勢調査 総務省より作成

夫が就業者、妻が非就業者の世帯は平成7年以降減少傾向。夫、妻ともに就業者である世帯は増加傾向にある。

年齢階級別有業率 (滋賀県)



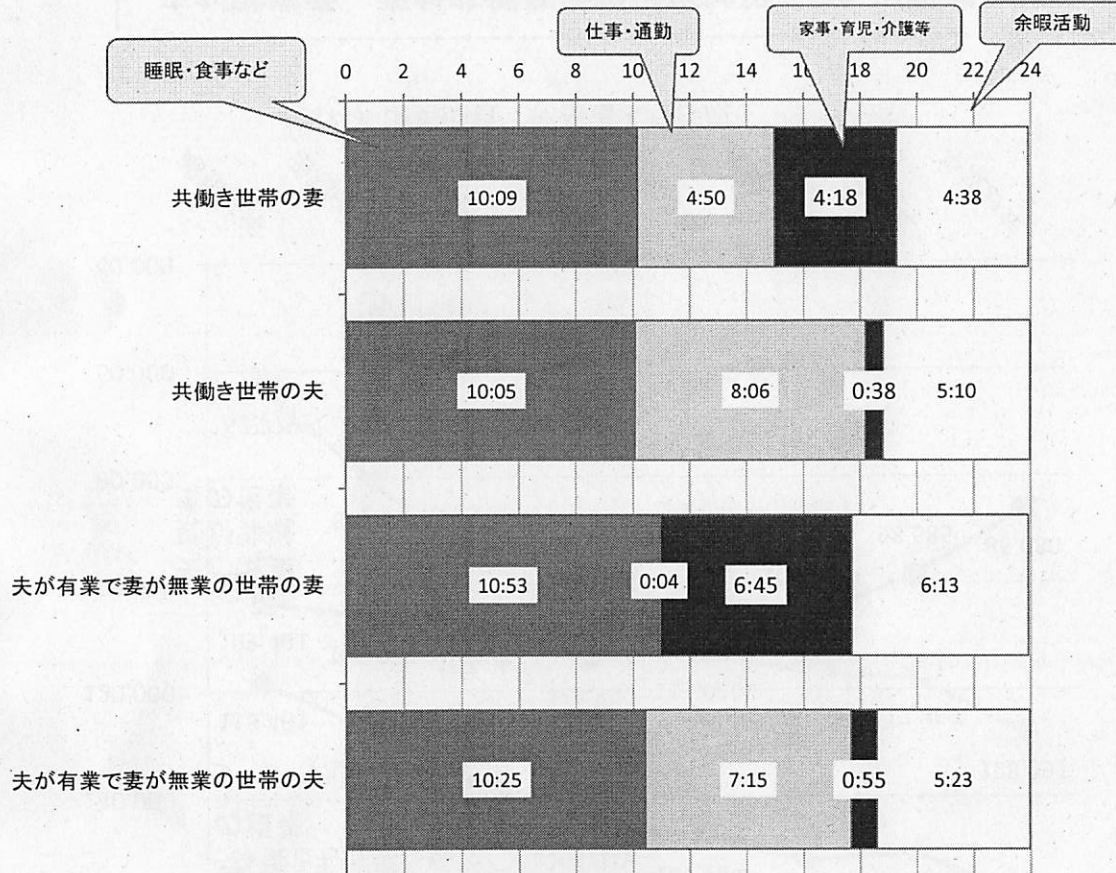
(資料) 就業構造基本調査 総務省 平成29年(2017年)

女性の就業希望者を含めた潜在的有業率は、男性に近い比率で推移している。

1. 出産・子育てをめぐる現状(仕事と子育ての両立③)

夫婦の生活時間(滋賀県)

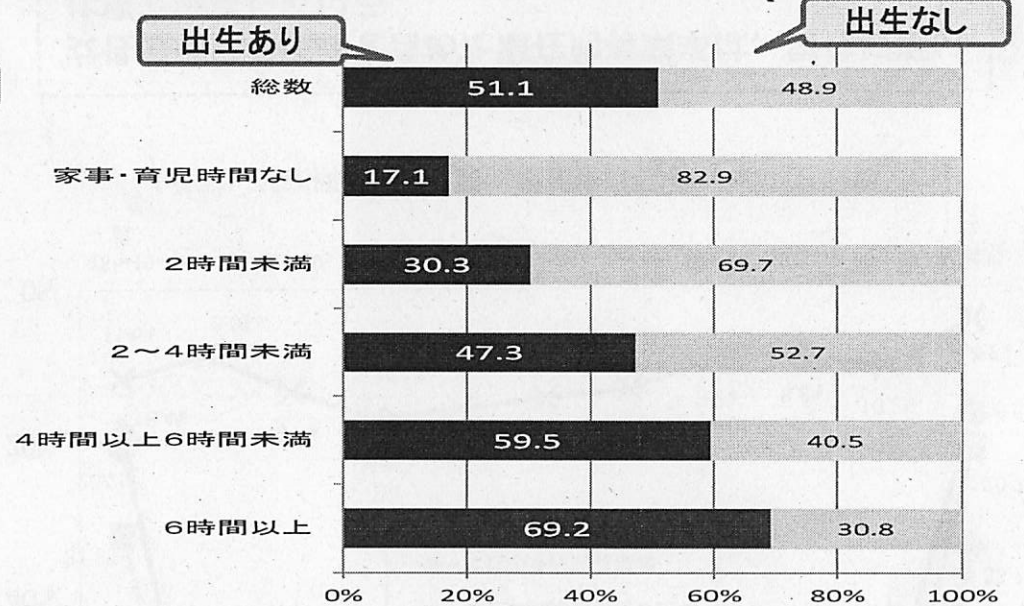
1日24時間に占める時間数



(資料)平成28年社会生活基本調査(総務省)

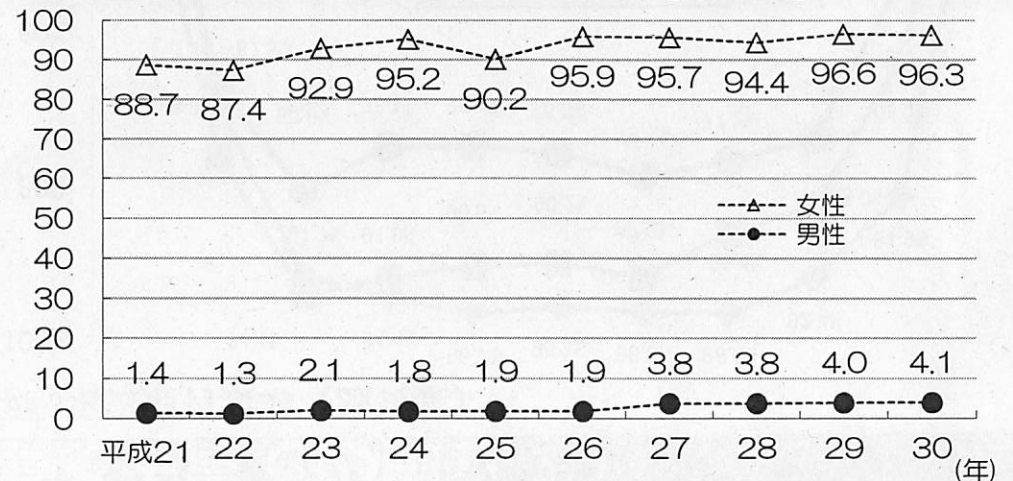
- ・ 共働きの有無にかかわらず、男性の家事・育児等の時間は1時間未満であり、家事・育児等の多くは女性が担っている。
- ・ 男性育児取得率は4%と依然として低い。

子どもがいる夫婦の夫の家事育児時間と第2子以降の出生の状況(全国)



(資料)第14回出生動向基本調査(夫婦調査) 国立社会保障・人口問題研究所

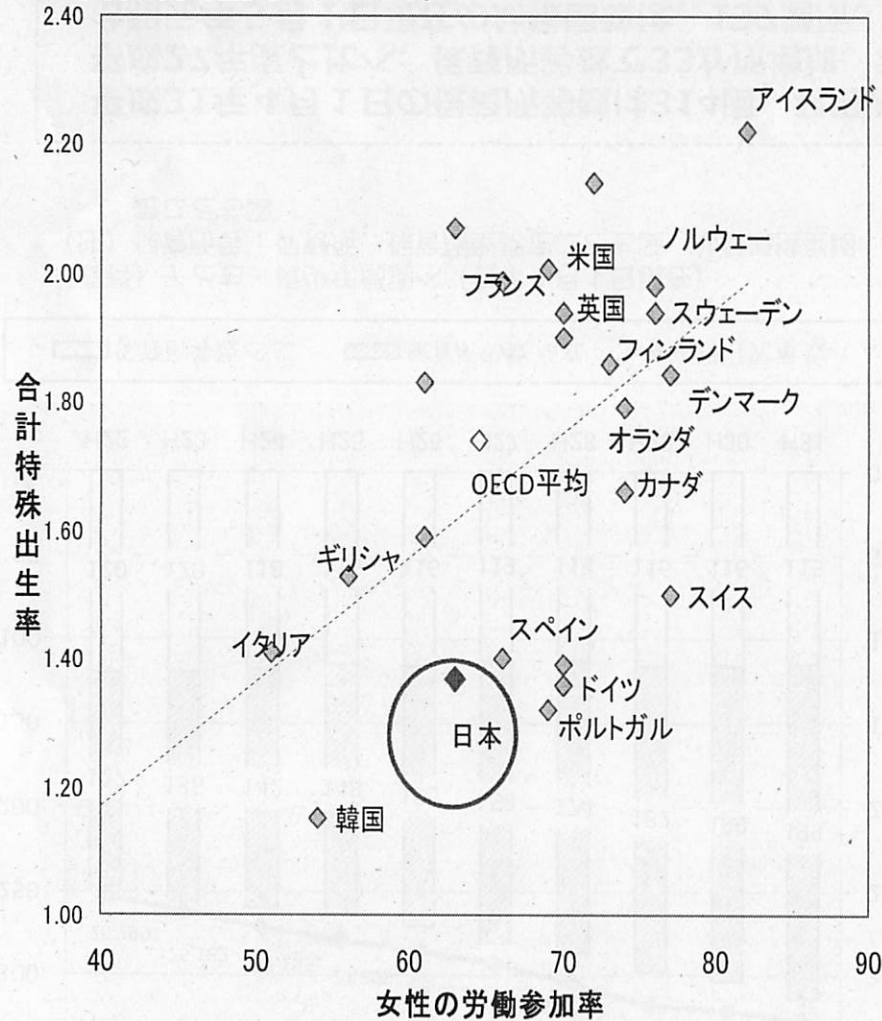
県内企業における育休取得率の推移(滋賀県)



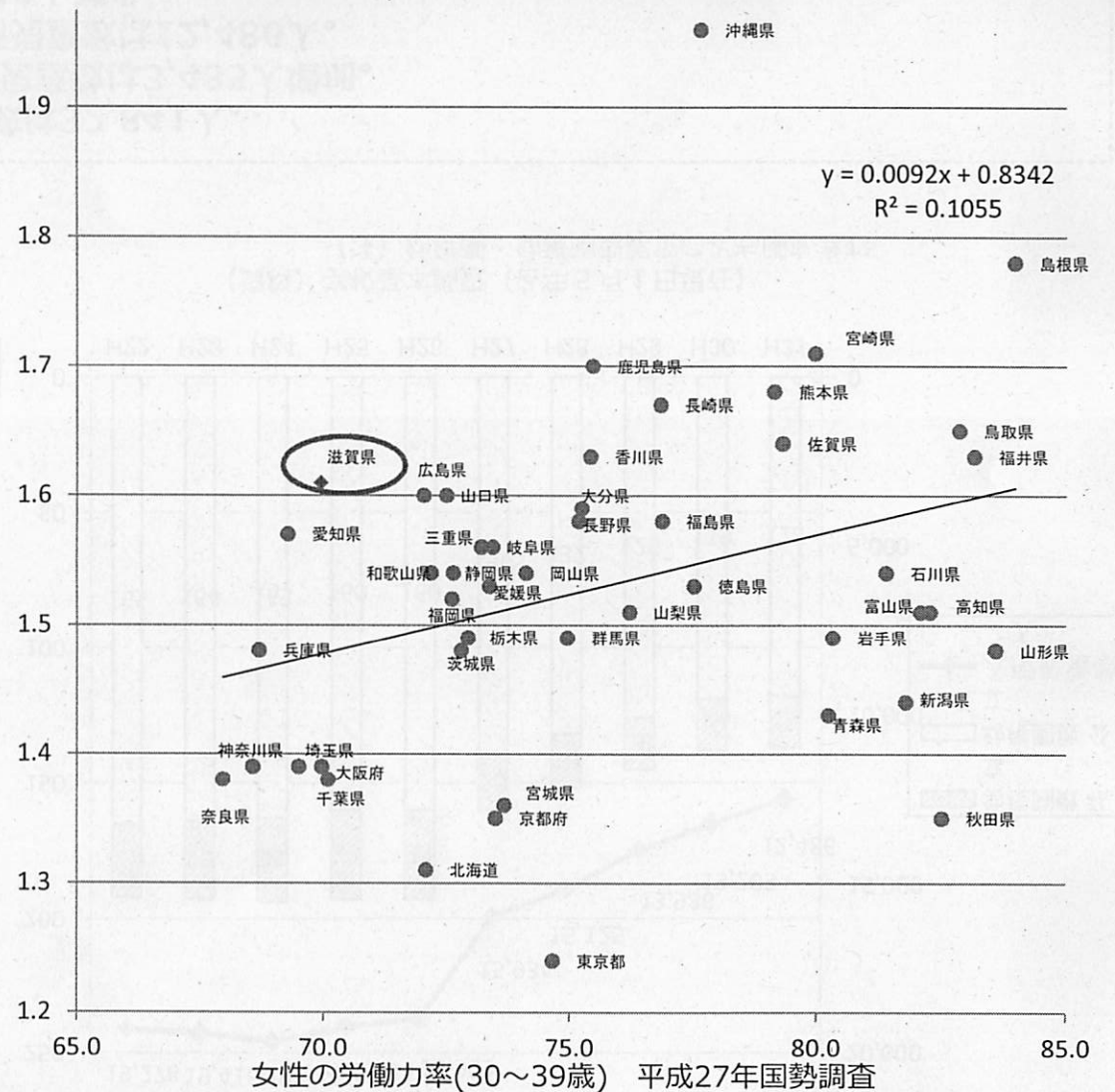
(資料)労働条件実態調査 滋賀県 平成30年

1. 出産・子育てをめぐる現状(仕事と子育ての両立④)

OECD加盟24カ国における女性労働力率と
合計特殊出生率 (2009年)



女性の労働参加の状況と合計特殊出生率

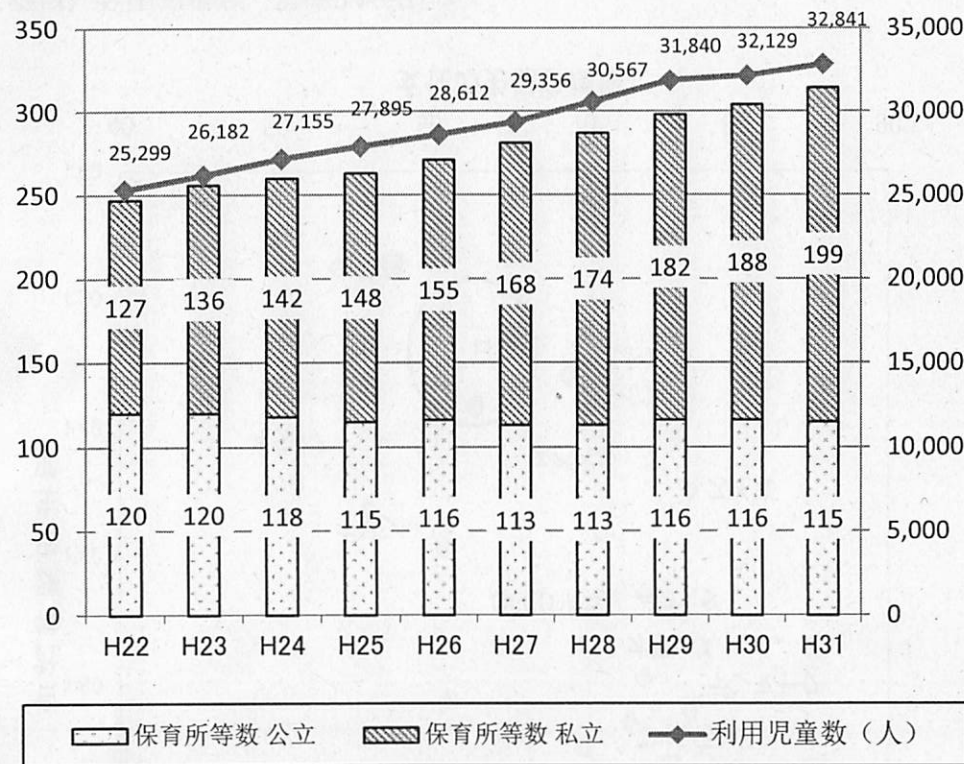


(資料) 全国知事会 平成24年7月

海外では両立支援政策の推進による合計特殊出生率の回復がみられる。

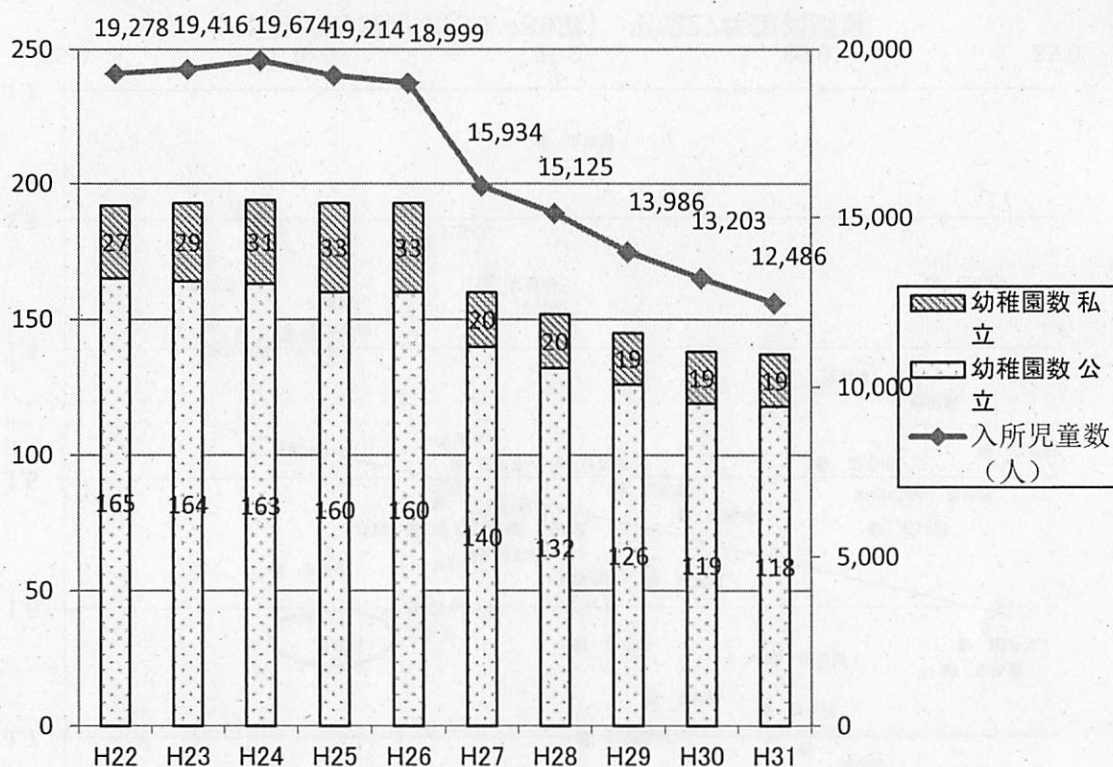
1. 出産・子育てをめぐる現状(保育所等の状況①)

保育所等の児童数の推移



(資料) 子ども・青少年局調べ (各年4月1日現在)
 (注) 保育所等: 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

幼稚園の児童数の推移

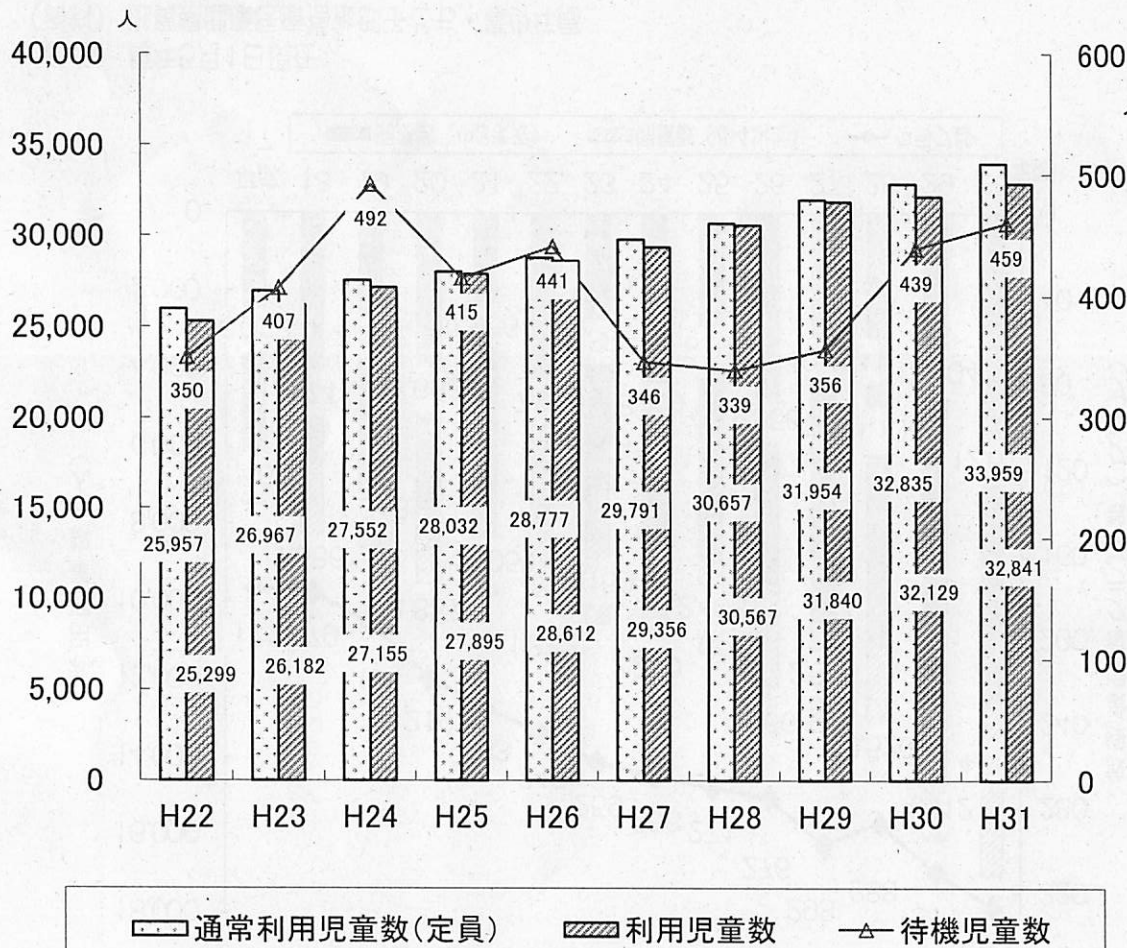


(資料) 学校基本調査 (各年5月1日現在)
 (注) 幼稚園: 幼稚園型認定こども園を含む

平成31年4月1日の保育所等数は314園、利用児童数は32,841人。
 平成27年度と比べ、保育所等数で33か所増加、利用児童数は3,485人増加。
 令和元年5月1日現在の幼稚園数は、137箇所、入所児童数は12,486人。
 平成27年度と比べ、23か所減少、入所児童数は3,448人減少。

1. 出産・子育てをめぐる現状(保育所等の状況②)

待機児童数の推移



(資料) 子ども・青少年局調べ(各年4月1日現在)

(注) 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

※幼稚園型認定こども園、地域型保育を除く

市町別保育所等利用児童数

	就学前児童数	保育所等		幼稚園入所児童数
		利用児童数	待機児童数	
大津市	17,374	8,200	0	3,126
彦根市	5,812	2,698	25	1,187
長浜市	5,486	2,974	37	622
近江八幡市	4,397	1,940	41	1,086
草津市	7,852	3,737	70	1,356
守山市	5,004	2,078	58	942
栗東市	4,633	1,596	60	1,248
甲賀市	4,180	2,211	27	584
野洲市	2,765	1,122	22	809
湖南市	2,797	1,300	44	408
高島市	1,807	1,032	27	78
東近江市	5,719	2,439	16	671
米原市	1,823	1,081	0	70
日野町	965	425	1	250
竜王町	522	207	0	179
愛荘町	1,283	497	16	388
豊郷町	378	163	4	86
甲良町	269	174	1	59
多賀町	400	211	10	54
計	73,466	34,085	459	13,203

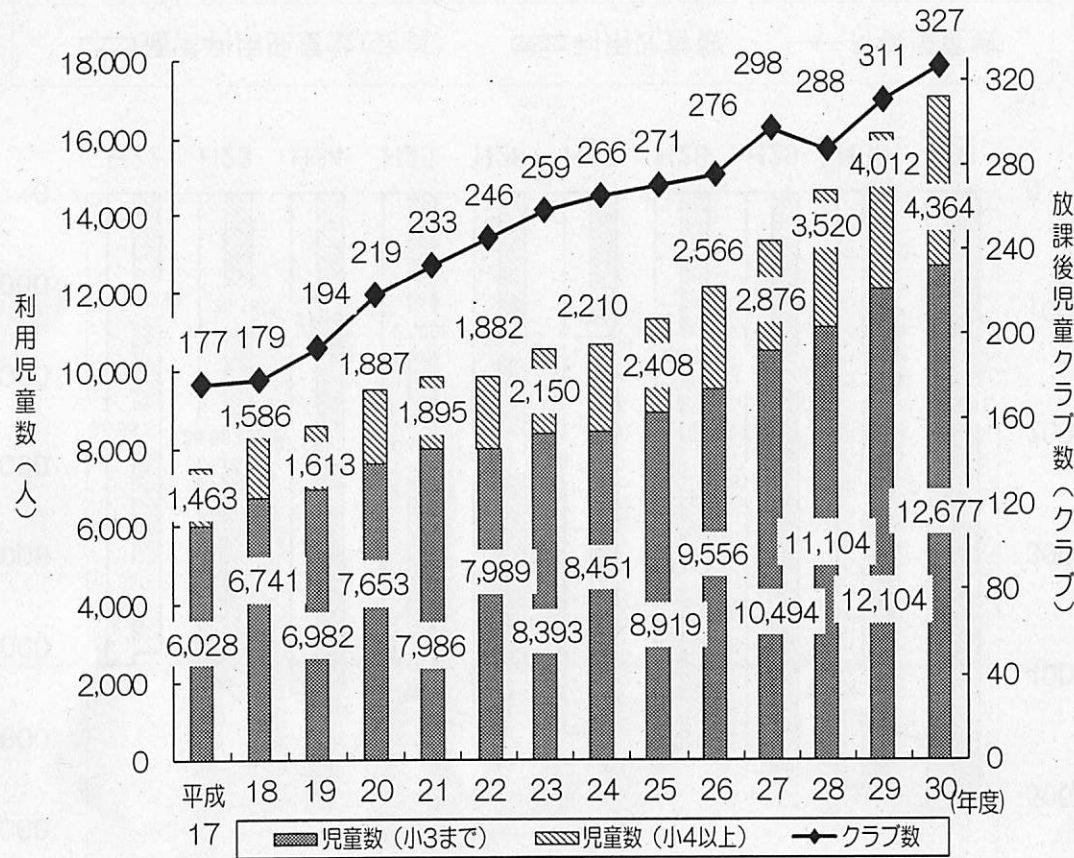
(資料) 子ども・青少年局調べ(平成31年4月1日現在)

※幼稚園入所児童数は学校基本調査より(平成30年5月1日現在)

保育所等利用児童数は増加しているが、平成31年4月1日現在、459人の待機児童が生じている。

1. 出産・子育てをめぐる現状(保育所等の状況③)

放課後児童クラブの状況



(備考) 毎年5月1日現在
 (資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

市町別外国人児童等数(0～19歳)

市町名	H26.1.1現在	H30.1.1現在	増減
大津市	459	434	-25
彦根市	253	273	20
長浜市	629	649	20
近江八幡市	165	132	-33
草津市	192	228	36
守山市	81	91	10
栗東市	182	174	-8
甲賀市	504	561	57
野洲市	41	47	6
湖南市	448	550	102
高島市	34	30	-4
東近江市	549	596	47
米原市	65	58	-7
日野町	50	64	14
竜王町	14	12	-2
愛荘町	178	178	0
豊郷町	21	30	9
甲良町	2	3	1
多賀町	0	0	0
計	3,867	4,110	243

(資料) 住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数

平成30年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは、327か所。
 利用児童数は17,041人 (小1～小3 : 12,677人、小4～小6 : 4,364人) と年々増加。

1. 出産・子育てをめぐる現状(滋賀県の子育て支援策①)

地域子育て支援事業 市町実施状況(H30年度実績)

No	市町名	利用者支援事業	延長保育事業	実費徴収に係る補足給付	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業	乳児全戸訪問事業	養育支援訪問事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	一時預かり事業	地域子育て支援拠点事業	病児保育事業	ファミリーサポート事業	計
1	大津市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	彦根市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	11
3	長浜市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
4	近江八幡市	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	11
5	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
6	守山市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	12
7	栗東市	○	○	○		○		○	○		○	○	○		9
8	甲賀市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	11
9	野洲市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	11
10	湖南市	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	10
11	高島市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
12	東近江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
13	米原市	○	○			○		○	○		○	○	○	○	9
14	日野町	○	○	○		○		○	○	○	○	○		○	10
15	竜王町	○	○			○		○	○	○	○	○			8
16	愛荘町	○	○			○	○	○	○	○	○	○			9
17	豊郷町		○			○		○	○		○	○			6
18	甲良町	○				○		○			○	○			5
19	多賀町					○		○		○	○	○			5
	合計	17	17	9	5	19	6	19	17	14	19	19	13	13	

1. 出産・子育てをめぐる現状(滋賀県の子育て支援策②)

市町独自の取組状況(H31.4.1現在)

◆保育料減免

長浜市	第2子半額、第3子以降無料(所得制限・年齢制限なし)
甲賀市	第2子無料(所得制限あり)
高島市	第2子以降無料(所得制限・年齢制限なし)
東近江市	県所得制限(世帯年収470万円以上)を超える世帯について、第3子以降半額
米原市	第2子目以降の保育料について所得に応じて無料および減免、幼稚園保育料について第2子以降無料(所得制限有り)

◆乳幼児(子ども)医療費助成

- 高校卒業まで実施(入院・通院とも) : 豊郷町
- 中学校卒業まで実施(入院・通院とも) : 近江八幡市(一部所得制限あり)、甲賀市(一部所得制限有り)、高島市、東近江市(自己負担あり)、米原市、日野町(一部自己負担あり)、竜王町、愛荘町、甲良町、多賀町
- 中学校卒業まで実施(入院のみ) : 彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市
- 小学校卒業まで実施(入院・通院とも) : 大津市(自己負担あり)
- 小学校3年生終了まで実施(通院のみ) : 彦根市、草津市(自己負担あり)

1. 出産・子育てをめぐる現状(全国の子育て支援策)

合計特殊出生率の高い県の子育て支援策の紹介

沖縄県

○拠点型子どもの居場所運営事業

・不登校や発達障害など専門的な個別支援が必要な子供を受け入れる「拠点型」の子供の居場所を運営

○県立高校の居場所づくり運営支援事業

・高校内に居場所を設置し、学校内外の関係者等と連携して就学継続のための支援

高校等と連携した居場所

熊本県

○よかボス企業・市町・県が連携したAIとLINEによる子育て相談システム

・LINEを活用したAIによる子育て相談システムを開発し、子育ての困りごとなどについて、24時間365日回答や情報が得られる仕組みを作り、県民の子育て幸福量の増大化を図る。

企業・自治体が連携したAI構築

鳥取県

○小児医療費の助成

・H28.4月から助成対象を「18歳に達する日以後の最初の年度末まで」に拡大。

○イクボス・ファミボスの取組

・子育てはもちろん、介護しながら働き続けられる職場環境づくりも担う家族思いの「ファミボス」の取組を官民一体で推進。

官民一体でファミボスを推進

香川県

○「イクケン香川」たまご育て事業

・他孫(たまご)育て応援講座の実施。子育て支援団体等へのニーズ調査、シニア層への子育て支援活動参画の働きかけ、シニア層に子供やその保護者への接し方等の研修、シニア等による子育て支援団体等での交流体験

シニアによる子育て支援

広島県

○「ひろしま版のネウボラ」構築の推進

・安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向け、いつでも誰でもが必ず来所する子育て・見守り拠点である、「ひろしま版のネウボラ」構築を推進。

・子育て家庭が抱える課題やリスクを確実に把握し、早期の適切な支援につなげる。

ひろしま版ネウボラの構築

三重県

○民間企業との包括連携協定の締結

・Trim株式会社と子育て支援等に関する包括的連携協定を締結し、Trimの開発した個室可動式のベビーケアルーム「mamaro」の利活用等を連携、

・「mamaro」の災害時の活用についても共同研究

民間企業との協定締結による取組

福井県

○地域の縁結びさん応援事業

・地域で自発的に縁結びを行う「地域の縁結びさん」を関係団体への働きかけや一般公募などで増やし活動費の支援を通じて若者の出会い・結婚を支援。

・平成22年度から事業開始し、令和元年7月末で244件が成婚。婚活イベントなどと併せると、1,523件成婚。

地域の縁結びさんによる結婚支援



2. 課題の整理

(1) 子どもを産み育てることへの希望を高め叶える

- 婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇など、未婚化・晩婚化が進展する中、子どもを生み育てる希望を高め、それを叶えるため、社会全体で子育てを支える機運を醸成することが必要。

(2) 子どもを産み育てることへの不安の軽減

- 子を生み育てることへの不安を取り除くため、妊娠期からの相談や子どもが生まれる前からの親となることの心構えの習得、不妊治療に対する支援など子どもが生まれる前からの切れ目のない支援が必要。

(3) 育児の負担感の軽減

- 子育て世代の子どもを育てるための経済的負担の重さや、仕事と家事・育児の両立の困難さ、長時間労働などの働き方が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えており、仕事と子育てを両立し、女性も男性もともに子どもを育てることができる社会環境づくりが必要。

(4) 就学前児童の保育の充実

- 幼児教育・保育の無償化が開始され、保育所等利用児童数の増加が見込まれる中、子育て人材の確保・質の向上が必要。

(5) 多様なニーズへの支援

- 学童期の子育て支援としての放課後児童クラブの充実をはじめ、今後増加が見込まれる外国人児童生徒への対応など、多様なニーズに応じた支援が必要。

3. 今後の方向性

○ライフプランの形成促進

- ▶ 生徒・学生に向けたライフプランニング教育の充実
- ▶ 企業や団体が実施する出会いの場づくりへの支援

○不妊治療にかかる支援

- ▶ 不妊治療と仕事の両立に向けた支援
- ▶ 治療費の負担を軽減するための取組

○幼児教育・保育の無償化の実施により懸念される待機児童解消と保育の質の確保

- ▶ 保育人材確保のための保育士の処遇改善(待遇面・働きやすい職場環境)

○子どもの安全確保対策の強化

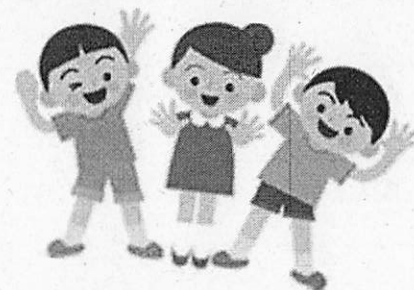
- ▶ 子どもの活動を地域で見守る活動、安全を確保したまちづくり

○企業における仕事と子育ての両立に向けた働き方改革の推進

- ▶ 男性の家事・育児への参画促進

○様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組

- ▶ 子ども食堂等の居場所づくりの推進
- ▶ 外国人幼児児童生徒に対する支援



淡海子ども・若者プラン次期計画～子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して～骨子案

I プラン次期計画の策定について

- 1 プラン次期計画策定の趣旨
平成27年3月策定の淡海子ども・若者プランが令和元年度で終期を迎えることに伴い、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化、県民ニーズを踏まえ現プランを見直し、次期計画を策定する。
- 2 計画の位置付け
○本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画。
○「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。
○「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
・「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
・「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
・「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
・「都道府県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律)も含む位置付けとする。
- 3 計画期間 5年:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

II 子ども・若者をめぐる主な現状と課題

〈子どもを生み育てる〉
少子化が進行する中、子どもを生み育てる希望を高め、それを叶えるため、社会全体で子育てを支える機運を醸成し、多様なニーズに対応する切れ目のない支援が必要
子育て環境づくりにおいて、保育所等利用児童数は増加傾向にあり、待機児童数が発生する中(H31 459人)、幼児教育・保育の無償化も開始されることとなり、就学前児童の受け皿確保が必要
○保育所等利用児童数(県) H26 28,612人 → H31 32,841人
〈子ども・若者の育ち〉
社会情勢が著しく変化しており、子どもの生きる力の一層の育成を図ることが必要。また、就労支援などにより社会的・職業的自立を図ることが必要
○男女別雇用者(役員を除く)に占める非正規職員・従業員の割合
男性 滋賀県 23.0% 全国22.3% 女性 滋賀県 61.6% 全国56.6%(H29)
〈共生社会〉
障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していけるよう、きめ細かな支援が必要
○特別支援学校の幼児児童生徒数(県) H26 2,184人 → H30 2,227人
○日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移(県内公立小中学校)
H26 901人 → H30 1,173人
〈ひとり親家庭支援〉
ひとり親の世帯数が増加する中、仕事と家庭を両立し、経済的に自立するための支援とともに、ひとり親家庭に対する支援施策の認知度が低く、十分に活用されていないことを踏まえ、支援に関する広報・周知が必要
○ひとり親世帯数(県) H26 14,452世帯 → H30 14,560世帯
〈社会的養護〉
児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応も複雑化、困難化。児童虐待の未然防止・早期発見、早期対応とともに、子ども家庭相談センターの体制強化等、児童虐待への対応強化が必要
○児童虐待相談件数(県) H26 5,943件 → H30 7,263件
〈青少年の健全育成〉
地域の希薄化などにより、若者が地域で幅広い年代の人々に関わり、様々な体験をする機会が減少する中、主体的な地域活動や社会貢献活動等への参加促進が必要
○青年団の活動状況(県)H26 15団体、約700名 → H31 9団体、約100名
〈子どもの貧困〉
子どもの相対的貧困率は13.9%(H28国民生活基礎調査)と改善は見られるが、支援を必要とする子ども・家族は依然として多く存在。現在から将来にわたって、子どもが健やかに育つ環境づくりが必要
○子どもの貧困率(国) H24 16.3% → H27 13.9%
○児童・生徒の生活保護および就学援助の受給割合(県)
H24 12.3% → H27 12.4%

III 3つの基本理念

- 1 子ども・若者が夢を持って健やかに育つ
- 2 保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ
- 3 地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる



IV 具体的な施策の推進

施策を進める5つの視点

- 1 子どもを社会の主役に
- 2 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう
- 3 支援を、必要とするすべての人に
- 4 生まれる前から自立までの切れ目のない支援
- 5 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」取組

7つの基本施策

1 社会全体で子育て・子育てを応援

- (1)子どもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2)子ども・若者の育成支援についての理解の促進
- (3)共生社会に向けた多様なニーズへの支援
★外国人幼児児童生徒に対する支援

2 安心・安全な子育て環境

- (1)安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり
- (2)すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実
- (3)子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
★子育て人材の確保・質の向上対策
- (4)子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり
- (5)仕事と家庭の両立支援

3 子ども・若者の健やかな育ち

- (1)様々な主体の参画による子どもを地域で支えむ取組の推進
★子ども食堂等の居場所づくりの推進
- (2)「生きる力」を育む学校教育等の充実
- (3)若者の社会的自立・職業的自立の促進

4 青少年の健全な成長

- (1)青少年の健全育成の推進
★青少年活動の活性化
- (2)いじめの加害者や非行児童への対応

5 社会的養護の推進

- (1)児童虐待の未然防止
- (2)児童虐待の早期発見・早期対応
★保健・医療・福祉・教育の連携
- (3)子どもの保護・ケア
- (4)親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援
- (5)子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

6 子どもの貧困対策

- (1)一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
- (2)貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
- (3)世帯の生活を下支えするための経済的支援
- (4)子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援
★学校と福祉等関係機関との連携強化による支援の体制づくり

7 ひとり親家庭への支援

- (1)自立のための就労支援
- (2)安心・安全な子育て・子育てのための生活支援
- (3)生活の安定と自立のための経済的支援
- (4)きめ細かな相談体制と情報提供
★支援が届きにくい家庭への対応強化

V プランの推進について

- 1 行政、家庭、学校、企業、県民等それぞれが果たす役割
- 2 計画の推進体制
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し(当事者の声を反映)